

平成25年2月6日

於・1002会議室（10階）

第988回

電波監理審議会

電波監理審議会

目 次

1. 開 会	1
2. 諮問事項（総合通信基盤局関係）	
(1) 指定較正機関の指定について	
(諮問第3号)	1
3. 閉 会	9

開 会

○前田会長 それでは始めますので、総合通信基盤局の職員に入室するように依頼をお願いします。

(総合通信基盤局職員入室)

諮問事項（総合通信基盤局関係）

(1) 指定較正機関の指定について（諮問第3号）

○前田会長 それでは、ただいまから審議を開始いたします。

最初に、諮問第3号「指定較正機関の指定について」につきまして、丹代電波環境課長からご説明をお願いいたします。

○丹代電波環境課長 それでは電波環境課から、資料に基づきましてご説明させていただきます。

お手元の1ページ目にございますように、インターテックジャパン株式会社から、電波法102条の18第2項の規定に基づきまして、指定較正機関の指定について申請がございました。同条第5項各号の規定、第6号の各欠格事項等に照らし合わせて、その内容を審査いたしました。内容的には適当であろうと認められるものでございます。そこで、電波法99条の11第1項の第4号の規定に基づきまして、指定の適否について電波監理審議会に諮問させていただくものでございます。

申請の概要でございますが、第2項にございますようにインターテックジャパンは、神奈川県横浜市にございます。申請は昨年12月27日に行われまし

て、較正を行う部署の校正室というところで、場所は茨城県にございます。較正を行う測定器等については、指定較正を行う全ての機器ということで、ここにごございますように、周波数計、スペクトル分析器、電界強度測定器等でございいます。較正の業務を開始しようとする日については、本年4月1日を予定しているものでございます。

次のページでございいますが、参考までに指定較正機関の制度について簡単にまとめたものでございます。既にご承知と思いますが、変遷等について、改めてご紹介させていただきますが、登録検査ということで、無線局の検査を行う事業者、技術基準適合証明等を行って登録証明機関が無線局の免許制度の中にごございますが、こちらで各種の測定を行うために測定器を持っています。これの正確性を担保するために較正を行うものが指定較正機関でございまして、現在、NICT、TELECというところがございまして、そのほかに、去年の夏にアジレント・テクノロジー社が追加され、今般、こちらの者が追加ということでございます。

これは(3)のウにごございますように、独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針によりまして、民間参入の促進ということで、促進していたところを去年の夏に続く、民間から2件目でございます。

次のページでございいますが、インターテックグループの概要でまとめさせていただきます。インターテックグループという、ロンドンに本社を置きます企業の、100%の日本子会社でございます。インターテックグループそのものは各種試験、認証を行ってございまして、対象分野は宇宙分野から化学製品、電気・電子、エネルギー系と広いところでございます。その日本子会社でございますインターテックジャパンについては、事業内容として製品の安全試験、認証を行ってございまして、その中に無線機器も含まれております。

次のページでございいますが、審査結果の概要です。5ページ以降にござい

す審査基準に基づいて審査したものでございますが、4ページに主なポイントをまとめさせていただいています。

まず業務計画に係る適正性でございます。まずISO/IEC17025という、較正等を行う機関に関する標準でございますが、これに基づいて適正かつ明確に規定されております。測定に用いる測定器については既に保有済みということでございますし、較正を行う較正員についても、無線従事者でございますが、要件を満たす者が配置されているというものでございます。

業務計画の実施に係る財政的基礎でございますが、直近の会計年度、昨年1月から12月においても、十分な収益力を確保しているということで、税引き後の利益が70百万円程度。短期的な決済能力についても流動性が高く、適正であろう。また、資本でございますが、先ほどのインターテックグループから借入れということで、グループ外からの借入れはないということで、これも適正ではないかと考えています。

役員構成、業務実施能力に係る適正性でございますが、役員の経歴上は利害関係者の出身ということもなく、特段、問題ないと思っています。較正業務の実施維持能力についても、組織・運営体制を明確に規定しています。それもISOの先ほどの基準に基づいて適切に規定されておりますので、特に支障ないと考えています。

4点目の較正業務の実施に係る適正性でございますが、較正業務実施方法を適正にかつ明確に規定している、対象顧客もきちんとしているということでございます。料金についても、他の計量法に基づく較正業務等に準じたもので規定しておりますし、計量法等関係法令に係る行政処分もないというものでございます。

欠格事項でございますが、これも電波法令に係る罰則の適用等は特になくということでして、以上を勘案して、指定について、特段、支障なく、適合して

いるのではないかと考えております。

以上でございます。

○前田会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの件につきまして、ご質問、ご意見等がありますでしょうか。

○原島代理 2 ページ目に、指定較正機関制度についてというのがありますが、今のご説明ですと、指定較正機関は電波法に基づいているわけです。ほかの登録証明機関及び登録検査等事業者は、電波法なのか、計量法なのか、どちらですか。

○丹代電波環境課長 すみません。これは電波法でございます。

○原島代理 両方とも電波法に基づく機関ですか。

○丹代電波環境課長 はい。

○原島代理 今回のインターテックジャパン株式会社の中に、電波法に基づく登録証明機関と、計量法に基づく計量器の校正の登録事業者と書かれていますが、電波法に基づく登録検査等事業者制度の登録はされていないと解釈しているのですか。

○丹代電波環境課長 電波法に基づく登録証明機関にはなっていますが、登録検査等事業者にはなっておりません。登録検査等事業者も、もちろん電波法でございます。電波法に基づく登録検査事業者は、無線局の検査を一部、国に代行して行う事業者でございます。

○原島代理 インターテックジャパン株式会社のところに、わざわざ計量法における登録事業者とも書いてあるので、これと電波法における登録検査等事業者が同じものを指すのかどうかということです。

○丹代電波環境課長 はい。計量法における事業者と電波法のそれとは異なり、電波法の登録検査等事業者ではございません。

○原島代理 わかりました。こういう形で指定較正機関制度を積極的に利用していただいて、この分野の較正業務のレベル向上が図られれば非常にいいことだと思っております。

○前田会長 ほかにはいかがでしょうか。今の原島先生のお話にもありましたが、料金について、昨年7月にアジレント・テクノロジー株式会社の指定について諮問があったときには、審査事項に、不当に安くない云々という項目がありましたが、今回はなくなったということでしょうか。

○丹代電波環境課長 基本的には、料金等の適正性も、一応、審査はさせていただいていますが、先ほど言った、不当に安いかどうかという視点よりは、業務継続性を踏まえて、妥当な価格になっているかという意味で審査をさせていただいてまして、その意味で言うと、現状の各種の競争等の原則に基づいて、不当かどうかではなく、事業が継続できるという点で適正な対価になっているかどうか審査させていただいたものです。

○前田会長 わかりました。ほかにはいかがですか。

○松崎委員 自己資本比率が3.62%というのは、銀行の自己資本比率だと、もっと高いというのですが、普通の一般企業はどのぐらいの自己資本比率が妥当とされているのでしょうか。

○丹代電波環境課長 私どもも、全部を正確にはないのですけれども、いろいろ勉強させていただいた中で言うと、3割から5割ぐらい以上あれば、通常、適正と考えられるそうです。ただ、今般、ここの業者について言えば、日本に来て業務拡大をしているというので、多少いびつな構造で、設備投資を重点的に、要するに初期投資を行っている段階というので、これもいずれ解消されるであろうという見通しで、一般的な指標からは多少ずれておりますが、先ほど言った、流動性そのものは担保されているということで、大丈夫かと判断しているのです。

○松崎委員　それで、初期投資が過剰な設備投資という数字になるわけですね。

○丹代電波環境課長　はい。

○松崎委員　ありがとうございます。

○前田会長　親会社が安定しているから、全部、借金でやったほうが効率的だということだと思います。よろしゅうございますか。

それでは、特に反対がないようでございますので、諮問第3号につきまして、諮問のとおり指定することが適当である旨の答申を行うことにしてはいかかと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○前田会長　ご異議がないようですので、そのように決することといたします。答申書につきましては、所定の手続により、事務局から総務大臣に宛て提出してください。

以上で、諮問事項については終わりですが、私から。

先日、新聞紙上でソフトバンク株式会社がイー・アクセス株式会社を買収した後、その株を売却する云々という話がありました。その辺の事情について、何かわかることがあれば教えていただけますでしょうか。

○武井電波部長　よろしいですか。今、会長からご質問のあった件についてご報告させていただきたいと思っておりますけれども、この件につきましては、昨年11月の審議会でご報告させていただきました際に、ソフトバンク株式会社はイー・アクセス株式会社の議決権を3分の1未満とする方向で検討中ということで、ご報告させていただきました。その後ソフトバンク社から、この結果について報告がございました。それによりますと、ソフトバンク社は本年1月1日付で、まずイー・アクセス社の全株を保有いたしました。その後、イー・アクセス社の株式の一部を、グループ外の企業11社に、同年1月17日付で譲渡する旨の報告を頂戴いたしました。その結果、ソフトバンク社のイー・アク

セス社に対する議決権比率は3分の1未満に引き下げられたことになっております。これにより、昨年ご報告したとおりの形で、ソフトバンク社はイー・アクセス社の議決権が3分の1未満ということで、これからやっていくと、私どもは理解をしております。

なお、総務省といたしましても、今後、認定を受けた事業者の認定計画の実施に支障がないかどうかということは、継続的にチェックしていきたいと思っております。認定計画の実施状況の四半期ごとの報告がございしますが、これを厳格にチェックすることで、認定計画の実施に変わりがないかどうか、フォローしていきたいと思っております。

以上でございます。

○前田会長 ありがとうございます。何かご質問はありませんか。

確認のためですが、本来、議決権の3分の1云々というのは、どこかに書いてあるというよりは、選考する時の条件として、資本の3分の1云々ということがあったという記憶があるのですが、その資本云々というのを、議決権という言葉に変えて、ソフトバンク社が解釈した。そのこと自体が、何かに違反するという事ではないのかもしれないけれども、そもそもの条件から言うと、確か資本関係だったような気がするのですけれども、そうではないですか。

○竹内電波政策課長 もともと、開設指針で議決権3分の1未満であるということの規定しております。700MHz帯の枠につきましては、もともと複数枠で募集をいたしましたので、例えば1つの枠に申請をした方は、ほかの枠で3分の1以上の議決権を持っている方は。

○原島代理 議決権ですね。

○竹内電波政策課長 議決権ですね。出資比率ではなく。

○原島代理 議決権という言葉が明記されているわけですか。

○竹内電波政策課長 明記しております。

○原島代理 総資本ではなくて。

○竹内電波政策課長 はい。あくまで議決権ベースでということ。

○前田会長 そうですか。

○竹内電波政策課長 BWAをやってきて以降、ずっと議決権ということで、定義してきております。

○前田会長 そういう意味では、その審査基準に遡って、今は条件を満たす状態になったということですか。

○武井電波部長 100%に瞬間的にはなりましたが、計画では3分の1未満ということがございますので、イー・アクセス社としては、要するに特別決議などの要件を、ソフトバンク社の意向にかかわらずできるという形が維持されるという意味で、ある意味で独立性というのでしょうか、議決権という意味では維持されていると理解できるのでは思っております。

○前田会長 わかりました。

○原島代理 総資本というのと議決権という言葉は、もちろん知っているのですが、すけれども、ある株主に対して議決権を認める、認めないというのは、どのぐらいの比率でなければいけないとか、そういう規定は全くなく、ほんのわずかな株だけに議決権を与えとか、そういうふうに決めてしまっているものなのですか。

○前田会長 一般論としては、多分、種類株で、2種類の株にして、議決権付きの株と、議決権なしの株とに分けたということだと思っております。何かの重要な決議をするときに3分の2の賛成を得なければ、議決ができない。3分の1を持っている人がいると、拒否権があると解釈でき、そこがあるかどうかということだと思っております。したがって今回のケースは、実態としてどうかというのは、必ずしも定かではありませんけれども、形式上、ソフトバンク社がノーと言っても、議決権を持っている人の3分の2以上の賛同があれば重要な決議は

できると思います。

○原島代理 そのときの議決権付き株をどのくらいの比率にしなければいけないというのは、法律上は何もなく、それぞれが決めればよいという話で、極端な話、わずかある数株について、そういうことをしても、法律上は問題ないということですね。わかりました。

○前田会長 よろしいですか。それでは認定した開設計画に沿って正しく行われるかどうかは、継続的にということですので、ぜひお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

どうもありがとうございました。

(総合通信基盤局職員退室)

閉 会

○前田会長 それでは、本日の議事は全て終了となりました。

次回の開催は平成25年3月13日、15時からを予定しています。よろしく願いいたします。

ありがとうございました。